

平成 22 年度取組の中間報告

団体名：全国中小企業団体中央会

1. 全国中央会の諸会議・研修会等における周知・啓発

全国中央会の諸会議・研修会等において、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに関する制度の周知・啓発を行った（参加者数：延べ 300 人）。その際、平成 22 年 3 月に作成した「中小企業のための一般事業主行動計画策定・認定取得マニュアル」、「コンサルティング業務従事者向けテキスト」を活用した。

また、平成 23 年 1 月には、「中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマに、厚生労働省より講師を招聘して、都道府県中央会の指導員を対象とした研修会を開催する予定。

2. 国等のワーク・ライフ・バランスの推進活動への協力等

国等のワーク・ライフ・バランスに関する以下の取組みについて、会員団体等に対し、文書及び全国中央会の機関誌等により周知・協力要請を行った。

- ・イクメンプロジェクト実施への協力（厚生労働省：平成 22 年 6 月）
- ・第 25 回男女雇用機会均等月間の実施の周知（厚生労働省：平成 22 年 6 月）
- ・2010 年「第 4 回ワーク・ライフ・バランス大賞」の募集協力について（公益財団法人日本生産性本部：平成 22 年 7 月）
- ・男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドラインの周知（厚生労働省：平成 22 年 9 月）
- ・次世代育成支援対策法に基づく一般事業主の認定状況と推進のための周知啓発について（厚生労働省：平成 22 年 9 月）
- ・次世代育成支援対策法の施行に係る協力依頼（厚生労働省：平成 22 年 10 月）
- ・労働時間の適正化に関する要請について（厚生労働省：平成 22 年 10 月）

3. 相談窓口の設置

全国中央会では、厚生労働省から「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画を策定・実施する事業者への支援を行っている。相談窓口を設置して事業者からの相談へ対応するとともに、関係法令等の周知を行っている。

4. 政策提言の実施

平成 22 年 11 月 18 日（木）、奈良県において第 62 回中小企業団体全国大会を開催し、全国から約 2,000 人の中小企業団体の代表が集まり大会決議を採択した。その決議の中で「ワーク・ライフ・バランスの推進」について掲げ、後日、政府・関係省庁等に対し要望を行った。

<都道府県中央会の取組み>

(1) 「次世代育成支援対策推進センター」の運営

全国中央会と同様に、38の都道府県中央会が「次世代育成支援対策推進センター」として厚生労働大臣の指定を受け、地域の中小企業を中心に、一般事業主行動計画の策定・実施のための支援をしている。主な活動は、相談窓口の設置、企業訪問等による事業者相談への対応、講習会・セミナーの開催による周知・啓発、パンフレット等（総計約20,000部）の配布による広報等である。

(2) 労働局委託事業による取組み

11県中央会が労働局より委託を受けて、「一般事業主行動計画策定等支援事業」を実施。主な活動内容は、講習会・セミナーの開催、相談対応・アドバイスの実施、管内の好事例集の作成及び配布による周知活動。また、メディアを活用したPR（テレビ（大分県）、新聞（山梨県））や、行動計画策定・実施状況及び認定取得の意向等について、県内対象企業へ調査を実施している（静岡県）。

(3) 都道府県補助事業等を通じた取組み

10県中央会が、各県より委託又は補助を受けて、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を実施。主な活動内容は、講習会・セミナーの開催、個別の相談対応・アドバイスの実施。

また、県独自の認定制度（※下記）による登録証の交付や認定企業のPR（鳥取県、岡山県、香川県、大分県）、大学との連携により従業員100人以下のモデル企業に対し支援を行うモデル事業（長崎県）等も実施。

※・鳥取県男女共同参画推進認定企業（鳥取県）

- ・おかやま子育て応援共同宣言企業（岡山県）
- ・カエルチャレンジ企業（香川県）
- ・しごと子育てサポート企業（大分県）

(4) その他

上記（1）～（3）以外に、国等のワーク・ライフ・バランス推進活動の周知・啓発を行っている。また、県が独自に行うワーク・ライフ・バランスに関する取組みへの参画も行っている（「ながの子ども・子育て応援県民会議」長野県）。